

令和7年9月22日 提出

議会案第7号

精神保健及び精神障害者福祉に関する
現行の運用見直しと法改正を求める意見書

八戸市議会議長 藤川優里様

提出者	八戸市議会議員	日 當 正 男
〃	〃	石 橋 充 志
〃	〃	田名部 裕 美
〃	〃	高 橋 正 人
〃	〃	間 盛 仁
〃	〃	久 保 百 恵
〃	〃	三 浦 博 司
〃	〃	岡 田 英
〃	〃	小屋敷 孝
〃	〃	壬 生 八十博
〃	〃	上 条 幸 哉
〃	〃	伊 藤 圓 子

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する 現行の運用見直しと法改正を求める意見書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）は、精神障害者の人権擁護を目的として制定され、これまで、精神医療現場で事件が起こるたびに法改正が行われてきた。

現在では、精神保健福祉法第38条の6を根拠とする関連諸法規により、精神科病院は1年に一度以上の実地指導を監督官庁（都道府県）から受けることが義務付けられているが、残念ながら、虐待をはじめとする不祥事の防止効果は限定的と言わざるを得ない。その理由として、(1)監督者である都道府県に実地指導に関する強制力が与えられていないため不祥事が表に出にくい仕組みになっている、(2)不祥事の抑止力となるだけの罰則規定が与えられていない等が挙げられる。

よって、国においては、精神保健福祉法が患者の人権を第一に、実効力をもって運用されるよう、以下2点を要望する。

記

- 1 法律上適正を欠くなどの疑いのある精神科病院に対する実地指導は、緊急性を問わず、予告期間なしに行うことを基本とすること。また、臨時の実地指導に当たっては、臨床現場の確認や聞き取り調査の実施を徹底すること。
- 2 法に反する行為があった精神科病院に対して、業務停止命令や許可取消し等の厳格な行政処分を科すことができるよう法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月22日

八 戸 市 議 会